

国際規範と多国間交渉 —GATT・WTO ラウンド事例の比較分析—

大矢根 聡

はじめに

国際規範は、どのようにして成立し、変化するのだろうか。多くの研究がこの課題に挑み、特に国際機関の官僚組織や NGO のトランスナショナルなネットワークが国際規範の台頭と進展をいかに促すのか、有益な知見を提示してきた^①。確かに国際機関や NGO の動きは、国際規範の形成や変化に向けて、重要なモメンタムを創りだす。ただし、それらは国際規範の展開過程に一般的な、いわばノーマル・トラックだろうか。国際規範は、むしろ政府間の多国間交渉を通じて進展するのが一般的であり、国際機関や NGO などは多国間交渉に決定的な刺激を与えても、これを代替しはしないのではないだろうか。また国際規範は、政府がこれを受容し、遵守してはじめて、国際関係において具体的効果をもたらす。にもかかわらず、政府間の多国間交渉が国際規範の進展をどのように促し、あるいは阻害するのか、その知見を拡大する研究は限られているようである^②。

多国間交渉は、NPT（核拡散防止条約）や世界銀行、ポスト京都議定書を始めとして、多様な分野で国際規範の形成や修正の舞台となっている。その多国間交渉の特徴は、I. W. ザートマンが指摘するように、交渉過程を通じて国家間関係が構築されてゆく点にある^③。多国間交渉は、仮に交渉国間に軍事的緊張や政治的対立があつたとしても、その交渉分野では、別の次元の国家間関係を構築してゆき、合意に基づいて国際規範の形成・進展が実現するのである。少なからぬ研究者や実務家が、二国間交渉や一国による圧力に較